

**令和8年度「KYOTO Innovation Studio」企画運營業務委託に関する  
公募型プロポーザルへの質問の回答について**

質問	回答
<p>1 募集要項について</p> <p>(1) 募集要項 3(3)において、業務実績に係る契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）の添付が求められているが、以下の場合に契約書に代わる書類の添付をもって代えることは可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社が主催者として企画運営している自主事業のため、委託契約書が存在しない場合</li> <li>● 発注者との間で守秘義務が課されており、契約書の写しを開示できない場合</li> </ul>	<p>(1) 想定されている事由であれば、契約書に代わる書類にて、代替いただいで問題ありません。</p>
<p>2 KYOTO Innovation Studio の企画・運営について</p> <p>(1) 仕様書 5(1)①アにはゲストスピーカーの謝礼・交通費等は受託者が支払う旨の記載があるが、ファシリテーターである入山章栄氏についても同様に、調整及び謝礼の支払いは受託者が行うものか。</p> <p>(2) 仕様書 5(3)③に「受託者においてドメイン契約を行うこと」との記載があるが、受託者変更に伴い、既存のWEBサイトのコンテンツ（記事、画像、動画等）及びドメイン（kyoto-innovation-studio.com）は新たな受託者に引き継がれるか。</p>	<p>(1) 入山章栄氏については、京都市において支払いを行います。</p> <p>(2) 前受託事業者から新受託事業者への引継ぎを行います。</p>